

# 丹波篠山市の人権施策事務事業

## □ 相談事業

### 1. 施策の目的

複雑多岐にわたる人間関係の中では考え方に相違が生まれ、それに伴い様々な問題が生じることがある。家庭や自治会等での人間関係等当事者にとっては重大で深刻な問題となる。

それらの問題に対し、様々な相談窓口を開設することにより、市民一人一人の問題解決への助言や専門機関への橋渡しをすることで、心の負担を少しでも軽減することも大切な役割である。

人権の視点からお互いに相手を尊重する意識を持つことで、問題の解決につなげていく。

### 2. 事業の概要

市役所第2庁舎人権推進課内に人権教育指導員及び人権相談員の2名を、令和4年10月1日に市民センター内に開設した男女共同参画センターに相談員2名を配置し、市民からの電話・来庁による相談業務を行っている。

また、福祉部局では、「ふくし総合相談窓口」や「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、さまざまな相談に応じている。

支所及び市民センター等公共施設においては、特設人権相談所として年間の開設日を定め人権擁護委員が相談に当たっている。

#### (1) 各種相談

ア 人権教育指導員及び人権相談員

・市役所第2庁舎1階 月～金曜日（祝日を除く）

イ 人権擁護委員

・丹南健康福祉センター 第1金曜日（9時～11時30分）

・市民センター 第4金曜日（9時～11時30分）

・市役所第2庁舎1階 第2水曜日（9時～12時）

・西紀支所、城東公民館、ハートピアセンター、  
今田まちづくりセンター 各施設年1回

#### (2) 相談内容について

相談の内容が直接人権に関するだけでなくとも相談を受けることがある（自治会内トラブル、近隣トラブル）。できる限り対応することとしているが、専門的知識を要する相談内容には十分対応しきれないことがあり、それぞれの相談窓口へつなぐこととしている。また、法務専門員に助言を求めたり、同席してもらったりするなどして、早期解決に努めている。

ドメスティックバイオレンス（DV）の相談については、緊急に対応しないといけない場合もあることから、生活保護担当、障がい福祉担当、児童福祉担当、県女性家庭センター等と連絡を密にしている。

手続き関係では、本人にさせていただくのが基本ではあるが、DV被害者は精神的に不安定な方や行政手続きが不得手な方もおられ、「保護命令（「接近禁止命令など）」の手続きのため、警察・法テラス（弁護士）・他の自治体窓口、裁判所等へ「同行支援」を行う。

各ふれあい館では、地域住民や周辺住民の身近な相談窓口として総合生活相談

事業を行っている。地域巡回訪問を行い高齢者への声掛けを行っている。

### 相談件数の推移（H30～R5.3月末） 人権推進課受付分

区 分	H30	R 1	R 2	R3	R4	合計
人 権	-	1	3	3	14	21
D V	3	10	7	6	6	32
家 族	29	38	69	57	43	236
生活、健康	6	65	44	59	15	189
性被害	0	2	0	2	3	7
教育・育児	-	1	0	0	0	1
職場、地域の間関係	35	17	13	32	29	126
その他	22	20	14	60	42	158
総 数	95	154	150	219	152	770

区 分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	合計
電話相談	71	117	129	194	122	633
面接相談	24	37	21	25	28	135
訪 問	0	0	0	0	2	2
総 数	95	154	150	219	152	770

#### 令和5年度の取り組み方針

「ふくし総合相談窓口」、「障がい者基幹相談支援センター」、「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」、「家庭児童相談室」等との連携を密にし、相談者に寄り添いながら、必要に応じて関係機関への橋渡しをする。

ふれあい館では、待つのではなく出かけていき地域の課題やニーズを発見し予防していくことも必要である。そのためにも、引き続き高齢者や独居家庭の訪問を定期的実施していく。

DV被害者からの相談は、諸問題を含んでいることを勘案しながら、地域の関係機関と緊密に連携し、被害者の保護・自立支援を進める。DV対策の推進として、啓発等によるDV防止から自立支援までの切れ目のない施策を実施する。

令和5年度

# 特設人権相談計画表

場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
今田まちづくりセンター (年1回) 13:30~16:00							4日					
西紀支所 (年1回) 13:30~16:00			1日									
丹南健康福祉センター (第1金曜日AM) 9:00~11:30	7日	5日	2日	7日	4日	1日	6日	3日	1日	5日	2日	1日
城東公民館 (年1回) 13:30~16:00	20日											
ハートピアセンター (年1回) 13:30~16:00									21日			
丹波篠山市民センター (第4金曜日AM) 9:00~11:30	28日	26日	23日	28日	25日	22日	27日	24日	22日	26日	23日	22日
市役所人権推進課 (第2水曜日AM) 9:00~12:00	12日	10日	14日	12日	9日	13日	11日	8日	13日	10日	14日	13日

は、行政・人権・心配ごと相談

は、祝日のため開設なし

は、人権・心配ごと相談

は、人権相談

※人権擁護委員の日(6/1)にあわせて相談を実施  
※休日合同相談(秋ごろ)は日程未定

## □ 男女共同参画

### 1. 施策の目的

家庭や地域、職場等の各分野において男女共同参画を進めることで、男性も女性も性別にかかわらず、それぞれの特性を生かし、男女が共に気兼ねなく活躍でき、充実した暮らしが営める関係づくりをめざしている。

また、家庭や地域、職場等における男女の固定的役割分担等を見直すことにより、地域の活性化を育み、さらには市全域における男女共同参画社会の実現に繋げていく。

### 2. 事業の概要

#### (1) 男女共同参画センター

令和4年10月1日に、市民の皆さんが立ち寄りやすい丹波篠山市民センター1階に男女共同参画センターを開設した。男女共同参画の推進や啓発を行うため、各自治会男女共同参画推進員等や、一般市民への参加者呼びかけを行いながら、講演会等の企画運営を行っている。セミナー等事業の実施については、市ホームページや市広報紙に掲載するとともに、市内全域にチラシを配架し、広く周知するよう努めている。

また、女性のための働き方セミナーや個別相談会、女性起業カフェも実施し、女性活躍に向けた啓発や支援を行っている。

#### ア 男女共同参画講演会

##### (1) 令和4年度研修会

###### ■第1回

日時：令和4年8月30日（火）19時00分～20時30分

場所：丹波篠山市民センター2階 多目的ホール

内容：「イクボス」ってどんなボス？

～周りも自分も会社も幸せになれる働き方改革～

講師：榎本 千里（まきもと ちさと）さん

オフィスhint link 代表

（ワーク・ライフ・バランスコンサルタント・働き方改革アドバイザー・イクボス推進メンバー）

参加対象者：男女共同参画推進員、女性委員会委員、一般市民

参加者数：63人

###### ■第2回

日時：令和5年3月10日（金）18時30分～20時00分

場所：丹波篠山市民センター2階 催事場1・2

内容：イクボスで成果と笑顔が共にアップ

～誰もが活躍できる職場 活躍させる上司～

講師：櫻井 一字（さくらい かずたか）さん

NPO 法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長

参加対象者：男女共同参画推進員、女性委員会委員、一般市民  
参加者数：51人

(2) 開設記念講演会

日時：令和4年10月23日（日）14時00分～15時30分

場所：丹波篠山市民センター2階 多目的ホール

内容：「たった一度の人生だから・・・」

講師：中川 智子（なかがわ ともこ）さん

（前宝塚市長、元衆議院議員）

参加対象者：男女共同参画推進員、女性委員会委員、一般市民

参加者数：111人

(3) 開設1周年記念講演

日時：令和5年11月5日（日）13時30分～15時30分

場所：市民センター

内容：調整中

講師：調整中

(4) 令和5年度研修会

■第1回

日時：令和5年7月25日（火）19時00分～20時30分

場所：丹波篠山市民センター2階 多目的ホール

内容：アンコンシャス・バイアスを知ろう

～だれもが参画しやすい社会を考える～

講師：小川 真知子（おがわ まちこ）さん

NPO 法人 SEAN 理事長

参加対象者：男女共同参画推進員、女性委員会委員、一般市民

参加者数：82人

■第2回

日時：令和6年2月

場所：市民センター

内容：調整中

講師：調整中

イ 「出張！女性のための働き方セミナー」（県男女共同参画センターとの共催事業）

再就職や起業をめざす女性や、今後の自らの働き方やライフプランを考えたいという女性などを対象に、どのようにすれば、時間を有効に活用できるのかなど、ワークライフバランスについて教わるセミナーを開催。

(1) 令和4年度

日時：令和4年12月8日（木）13時30分～15時30分

場所：丹波篠山市民センター2階 催事場1・2

内容：～働く女性を応援！～再就職を成功へ導くセルフコーチング

講師：藤原 寛子（ふじわら ひろこ）さん

株式会社ミライアル代表（キャリアカウンセラー、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー）

参加者数：3人

(2) 令和5年度

日時：令和5年6月14日（水）10時00分～12時00分

場所：丹波篠山市民センター2階 催事場1・2

内容：働く女性のための将来設計～「お金」と「働き方」について考える～

講師：藤原 寛子（ふじわら ひろこ）さん

株式会社ミライアル代表（キャリアカウンセラー、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー）

参加者数：9人

ウ 出前チャレンジ相談（県男女共同参画センターとの共催事業）

再就職や起業、地域活動など新たなチャレンジをめざす女性や今後の自らの働き方やライフプランについて考えたいという女性などを対象に、課題解決や不安解消につなげる個別相談の機会を提供する。

(1) 令和4年度

■第1回

日時：令和4年11月30日（水）9時30分～12時20分

場所：丹波篠山市民センター1階 研修室2

相談員：飯鉢 仁弥（いしばち ひとみ）さん（キャリアコンサルタント）

参加者数：3人（1人につき50分の相談時間）

■第2回

日時：令和5年1月13日（金）9時30分～12時20分

場所：丹波篠山市民センター1階 研修室2

相談員：飯鉢 仁弥（いしばち ひとみ）さん（キャリアコンサルタント）

参加者数：3人（1人につき50分の相談時間）

(2) 令和5年度

■第1回

日時：令和5年11月11日（土）9時30分～12時20分

場所：丹波篠山市民センター1階 研修室1

相談員：飯鉢 仁弥（いしばち ひとみ）さん（キャリアコンサルタント）

定員：3人

■第2回

日時：令和6年1月27日（土）9時30分～12時20分

場所：丹波篠山市民センター1階 研修室1

相談員：飯鉢 仁弥（いしばち ひとみ）さん（キャリアコンサルタント）

定員：3人

エ 女性起業カフェ

子育て中の女性、結婚・出産などで一旦退職したが再就職したい女性、長時間の働き方は難しい等の理由で、自分に合った働き方、在宅ワークや、プチ創業などを考えている女性を対象に、市内女性起業者に起業のきっかけや経営のコツなどを教わる。

(1) 令和4年度

■第1回

日時：令和5年2月1日（水）10時00分～11時30分

場所：丹波篠山市民センター2階 催事場1・2

講師：宮林 慶子（みやばやし けいこ）さん

古民家ゲストハウスやまぼうし経営

参加者数：9人

■第2回

日時：令和5年2月22日（水）10時00分～11時30分

場所：丹波篠山市民センター2階 催事場1・2

講師：仲谷 佳子（なかたに よしこ）さん

おくも丹波黒豆肉粽（にくちまき）店主

参加者数：8人

(2) 令和5年度（第2回目は調整中）

■第1回

日時：令和5年12月2日

場所：丹波篠山市民センター2階 催事場1・2

講師：岩田 瑞希（いわた みずき）さん

iwata-style 代表

定員：10人

■第2回

日時：調整中

場所：調整中

講師：酒井 智佳（さかい ちか）さん

まつ毛エクステサロン SOLUNA 店主

定員：10人

オ 男女共同参画情報紙

『フィフティだより』（年3回発行（6月、10月、2月））

(2) 女性委員会

女性委員のみで構成する委員会として市政の各分野に対して、女性の感性を活かした提言を行うことで「男女共同参画社会実現」を進めることを目的としている。

令和4年8月に、第11期女性委員会委員（5名）が発足し、現在までに計9回の委員会を開催し、令和6年7月の提言に向けて調査、研究を重ね協議を進めている。

(3) 女性相談事業

男女共同参画センターでは、常駐の相談員による女性活躍や女性の悩みに寄り添った専門性の高い相談業務を行っている。結婚や離婚問題、配偶者からの暴力（DV）など、主に女性が抱え込みやすいトラブルに対して、電話や面談で相談に応じている。

また、令和4年10月からフェミニストカウンセリング神戸の専門相談員による「女性のための悩み相談」を、月1回開催しており、令和5年度も継続して、月1回（8月と翌1月は月2回）の年間計14回相談業務を実施している。

**相談件数の推移（集計期間：R4.10～R5.3末） 男女共同参画センター分**

区分	件数
人 権	0
D V	0
家 族	5
生活、健康	6
性被害	0
教育、育児	0
職場、地域の間人関係	0
その他	2
総 数	13

区分	人数
電話相談	3
面接相談	10
訪 問	0
総 数	13

**相談件数の推移（集計期間：R4.10～R5.3末） フェミニストカウンセリング神戸分**

区分	件数
生き方	0
夫婦関係	5
家族関係	0
対人関係	0
性・性被害	0
こころ	0
暮らし	0
労 働	0
その他	0
総 数	5

区分	人数
電話相談	0
面接相談	5
訪 問	0
総 数	5

(4) 丹波篠山市における女性の公職参加状況（令和5年4月1日現在）

審議会等登用目標		審議会登用状況			議員		
目標値	目標年度	委員数	うち女性 委員数	女性委 員割合	議員数	うち女性 議員数	女性議 員割合
45%	R8	1,085	421	38.8%	18	4	22.2%

採用職員数			職員数			管理職		
採用職 員数	うち女性 職員数	女性職 員割合	職員 数	うち女性 職員数	女性職 員割合	管理職 数	うち女性 管理職数	女性管理 職割合
25	12	48.0%	466	185	39.7%	100	24	24.0%

(5) 男女共同参画審議会

(1) 令和4年度

■第1回目

令和4年8月4日に第1回男女共同参画審議会を開催した。女性活躍に関する補助事業の検討と今後の男女共同参画施策・事業および「丹波篠山市男女共同参画プラン」の推進について審議した。

■第2回目

令和5年2月14日に第2回目の男女共同参画審議会を開催した。令和4年度の男女共同参画施策・事業に関する実績報告及び令和5年度事業について審議した。

また、令和4年8月30日から9月20日にかけて実施した丹波篠山市男女共同参画に関する事業所調査の結果報告および結果に関する意見をいただいた。

(2) 令和5年度

令和5年8月10日に第1回男女共同参画審議会を開催した。

令和4年3月に策定した第3次丹波篠山市男女共同参画プランの進捗状況についての報告や、令和5年度の男女共同参画施策・事業について審議した。

(6) 男女共同参画アドバイザーの設置

令和5年7月に、前宝塚市長の中川智子氏に男女共同参画アドバイザーとして就任いただいた。丹波篠山市の男女共同参画施策や事業についてアドバイスをいただくほか、中川アドバイザーによる相談や講座の開催等、直接市民と接する機会を設ける。

また、11月には、講師として男女共同参画センター フィフティ開設1周年講演の開催を予定している。

## □ 人権啓発活動地方委託事業(法務省から県経由の委託)

### 地方委託事業の法的根拠

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、必要な措置を定める「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)が、平成12年12月に公布・施行され、同法第9条は、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」と規定している。

### 人権啓発活動地方委託事業の目的

人権啓発活動地方委託要綱第2条に「啓発活動は、人権尊重思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的とする」と定めており、この趣旨に基づいて実施されている。

### 丹波篠山市の人権啓発地方委託事業

丹波篠山市では、「地域人権啓発活性化事業」として「人権の花運動」、「デカンショ祭人権PR運動」および「人権啓発発表会(人権フェスタ)」の3事業を実施している。

事業実施にあたっては、神戸地方法務局柏原支局の事務的な助言、柏原人権擁護委員協議会の各委員と連携し、相互協力のもと実施している。

#### 1. 人権の花運動

小学校2校、幼稚園2園の各児童園児を対象に毎年実施する。

事業の目的は、児童・園児自身が、友だちと協力しながら花を育てることを通じ、生き物を大切にする心、優しさや思いやりの心を育み、人権尊重思想を涵養していく。

作業については、人権擁護委員が主となって児童・園児とともに苗を植え、それぞれの発達段階に応じた人権啓発の講話を行う。

#### 令和5年度実施状況「人権の花運動」

たき認定こども園	5月17日(水)
大山小学校	5月18日(木)
西紀みなみ幼稚園	5月19日(金)
西紀北小学校	5月23日(火)



## 2. デカンショ祭人権PR活動【中止】

デカンショ祭会場において、広く市民や来場者の人権意識の高揚を図るため、法務局支局員、人権擁護委員協議会とともに啓発活動を実施する。啓発物品として、メッセージ入りの「啓発タオル」（法務局はうちわ）を作成し配布する。総踊りには、協議会として参加し「人権まもる君、あゆみちゃん」の着ぐるみで啓発活動を実施する。



## 3. 人権フェスタin丹波篠山

人権週間（毎年12月4日～10日）に合わせて開催している人権フェスタも、今年度で21回目を迎える。

講演会、人権擁護委員協議会や解放子ども会、市内各小中学校、各種団体の展示・発表の場として、イベント的な人権啓発発表会としている。市人権・同和教育研究協議会の研究大会と連携し、同一日の開催として感染予防対策をとりながら実施する。

### 市同教研究大会と同時開催

#### ☆メインイベント 令和5年12月9日（土）

丹波篠山市田園交響ホール

- あいさつ運動啓発ポスター入賞者表彰
- 市内中学生人権作文受賞者表彰・発表
- 基調講演 演題

「誰もが輝いて生きるために」（予定）

講師 坂田 かおりさん

（部落解放・人権研究所理事／人権テイク・ルート代表）

#### ☆作品展示 令和5年12月5日（火）～10日（日）

各種協賛団体による人権啓発パネル展、人権啓発資料などの展示

- 体験型人権学習活動支援事業「人権作品展」
- 柏原人権擁護委員協議会など各種団体のパネル展示
- 感謝の手紙
- あいさつポスター

## □ 住民学習

### 1. 施策の目的

自治会における住民学習は、人権感覚を磨き、人権意識を高めるための学びの場、気付きの場として、積極的に取り組んでいく。また、この住民学習を通して、お互いのことを正しく理解し、お互いを認め合うことで、地域の一人一人が大切にされる住み良い地域社会をめざす。

令和5年度の学習テーマは、「性の多様性について考えよう～誰もが尊重され、いきいきと暮らせるまちをめざして～」。

丹波篠山市では、令和3年度に策定した「第3次丹波篠山市総合計画」の中で、すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくることを基本目標に、人権課題解決のための施策を推進しています。

近年、LGBTなど性的マイノリティ（性的少数者、セクシャルマイノリティ）について報道等で取り上げられて社会的関心が高まっている一方で、依然として社会の理解が得られていないことで、悩みや生きづらさを感じている当事者が少なくありません。

令和2年度に実施した男女共同参画プラン策定に向けた意識調査での「性的マイノリティの認知度」は48%であり、理解が十分に進んでいるとは言えません。そうした中、全国的に「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増えはじめ、県内でも阪神7市1町や明石市などが制度化しており、本市も令和5年4月1日に「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

「性の多様性について考えよう」のテーマでの住民学習により、市民や事業者の皆様に性的マイノリティの方々に対する理解を深め、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重しあう社会の実現を目指していきます。

### 2. 事業の概要

#### (1) 人権学習会：さまざまな人権課題をテーマに学習

(人権啓発推進員・学習推進員の参加あり)

さまざまな人権課題の中から、本年度は「性の多様について考えよう～誰もが尊重され、いきいきと暮らせるまちをめざして～」のテーマを取りあげる。

#### (2) 自主学習会：自治会の地域課題等を取り入れた学習

(各自治会担当職員の参加あり)

少子高齢化が進む地域の中で互いに支え合い・助け合うことの大切さを共通認識する中、各自治会が抱える地域課題について、見つめ直す機会として、令和5年度は、「ワクワク農村未来プラン学習会」を住民学習自主学習として提案する。

#### (3) 住民学習実績（令和4年度）

##### ア 人権学習(ケアラー)

実施自治会数 132 実施率 50.38%(令和3年度 68 実施率 26.15%)  
(令和2年度 68 実施率 26.05%)

##### イ 自主学習

実施自治会数 107 実施率 40.84%(令和3年度 64 実施率 24.62%)  
(令和2年度 52 実施率 19.92%)

主な学習のテーマとして、「ケアラー」を14自治会、「消費生活」を9自治会、「自治会内の課題」を8自治会、「防災・防犯」を8自治会、「認知症」を7自治会、「高齢者の人権関連」を5自治会、「消防(救急救命、AED、住宅防火)」を4自治会、

「さまざまな人権課題」を4自治会、「権利擁護関係」を2自治会、「ごみ分別・環境学習」を2自治会、「障がい者の人権」を1自治会、「部落差別」を1自治会、「生き方の創造」啓発資料で学習および配布を1自治会で実施された。

#### ウ 啓発冊子

次年度の住民学習テーマに即した啓発冊子を全戸に配布し住民学習会への参加を促した。

### (4) 研修会の開催

#### ア 「丹波篠山市民人権のつどい～人権啓発研修会～」

年度はじめに、各推進員及び市民対象に開催。人権啓発推進員（助言者）の委嘱状交付、講演等。内容は、住民学習のテーマに沿った「性の多様性」。

日 時：令和5年4月28日（金） 19：00～20：30

会 場：四季の森生涯学習センター多目的ホール

内 容：人権啓発推進員へ委嘱状代表交付、  
講演「多様な性と生を生きる子どもたちのために」

講 師：土肥いつきさん(京都府立高校教員)

参加対象者：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般

#### イ 事前研修会

5月中旬から6月中旬にかけて8会場で開催。各推進員（人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、住民学習支援員）が対象。

日 時：令和5年5月10日～6月9日 19：30～21：00

会 場：市内8会場

内 容：令和5年度住民学習の目標  
住民学習の進め方、事務手続き  
研修 丹波篠山市人権教育指導員 中森 実  
提案テーマ「性の多様性について考えよう」  
～だれもが尊重され、いきいきと暮らせるまちをめざして～  
人権啓発DVD視聴 「バースデー」37分

#### ウ 人権講演会

多様な人権課題をとりあげ、丹波篠山市民を対象に講演会等を開催する。

##### 第1回人権講演会

日 時：令和5年12月

会 場：四季の森生涯学習センター

講 師：仲岡しゅんさん（弁護士）

内 容：LGBTと性の多様性を巡る人権課題（仮）

参加対象者：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般市民及び市職員

##### 第2回人権講演会（未定）

#### エ 地区主催の人権・同和教育研究大会の推進

地区単位の住民学習の場として、主体的な開催を支援する。

主催：地区自治会長会、まちづくり協議会、実行委員会など

共催：丹波篠山市、丹波篠山市教育委員会、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会、  
柏原人権擁護委員協議会



# □ ふれあい館

## 1. 施策の目的

ふれあい館は、丹波篠山市立ふれあい館に関する条例第1条に「地域社会における福祉の向上及び人権啓発における住民の交流拠点となるコミュニティセンターとして、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決のための各種事業を実施する」と規定されており、市内に5館（畑、日置、西紀、味間、古市）設置している。

ふれあい館では、

- (1) 地域の調査、研究及び啓蒙に関すること。
- (2) 各種学習、講座及び相談に関すること。
- (3) 自主的、組織的活動の促進に関すること。
- (4) 関係機関及び団体との連絡提携に関すること。
- (5) その他必要な事業

を実施している。



名称	位置	開設年月日	館長	指導員	総括
畑ふれあい館	菅地内	S46. 4. 1	1	1	1 (本庁勤務)
日置ふれあい館	西荘地内	S54. 4. 1	1	1	
西紀ふれあい館	川西地内	S54. 4. 1	1	1	
味間ふれあい館	中野地内	S50. 4. 1	1	1	
古市ふれあい館	牛ヶ瀬地内	S55. 4. 1	1	1	

## 2. 事業の概要

### (1) 相談事業

個人情報保護を原則として、住民の人権や生活上のさまざまな相談を受けている。関係機関と密接な連携と相互協力を図りながら、問題解決にあたる。信頼関係を築きながら必要に応じて巡回訪問等を随時行う。

相談日：月～金曜日（祝日除く） 9：00～17：00

### (2) 地域交流事業

地域住民相互の交流・促進を図るとともに、人権意識を高めながらあらゆる差別の解消を目指す。納涼大会、視察研修、各種教室（書道、パソコン、点訳、舞踊など）など

### (3) 地域福祉事業

地域におけるさまざまな生活上の課題解決に努めるとともに、日常生活に役立つ事業を展開する。食生活改善事業（健康料理教室）、健康教室（デカボー体操）、友愛訪問活動、グランドゴルフ、かご作り教室など

### (4) 調査研究事業

地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する。

（味間ふれあい館）

篠山藩が出した様々な差別政策を検証しながら、約200年前に書かれた「西誓寺文書」の解読作業を行っている。解読作業により、当時の被差別民衆の暮らしの一端を垣間見ることができ、被差別部落の人々が生き生きと生活していたことが分かっている。

しかし、市民に啓発する場がなく、「西誓寺文書」の存在もあまり知られていない。そこで、令和2年度から4年度の3か年を計画していたが、資料も多く時間を要することから令和6年度までの5か年の計画で、部落史研究の成果を編さんし、

市民に啓発を行う。

### (5) 人権啓発・広報活動

ふれあい館だより（月1回）を発行し、人権問題に関する啓発や館事業の紹介、生活上の諸問題に関する情報提供などを行いながら、地域住民の意識啓発を行う。

### (6) 運営委員会等

各ふれあい館の円滑な運営を図るため、運営審議会及び運営委員会を設置し、ふれあい館の運営や各種事業について協議する。審議会年1回、委員会年2回。

運営委員にふれあい館の設置目的や役割、求められていること等を学習してもらう研修会を開催しているが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため未実施。

### (7) 部落差別解消推進法に関わる取り組み

#### ア 相談事業

相談事業については、これまでから生活上の各種相談、人権に関わる相談等、各関係機関との密接な連携と相互協力を図り、地域住民と信頼関係を深めてきた。「部落差別の解消の推進に関する法律」施行を機に、さらに相談体制の充実を図る。人権推進課職員及びふれあい館の職員対象の研修を行ったり、市外のさまざまな研究大会等に参加したり、スキルアップを図る。

また、これまで実施している訪問活動についても、引き続き積極的に行い、相談者に寄り添うふれあい館をめざす。

#### イ 啓発活動

人権・同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消に向けた啓発・広報活動については、毎月発行している館だよりなど、積極的に展開しているが、「部落差別の解消の推進に関する法律」施行を機に、さらに意識の高揚を図る。

## 3. 事業の実績

令和4年度 ふれあい館主要事業開催状況

ふれあい館	畑	日置	西紀	味間	古市
1 各種相談者数(人)	28	15	7	21	13
2 地域訪問者数(人)	231	253	206	217	470
3 各種事業参加者数(人)※	778	627	885	5,013	3,176
4 ふれあい館貸館利用者数(人)	526	66	311	776	1,547
5 自由来館数(人)	453	668	523	1,157	0
合計(1~5)	2,016	1,629	1,932	7,184	5,206
6 館だより発行部数(部)	20,400	16,080	19,200	45,620	10,590
7 啓発紙等発行部数(部)	840	470	150	1,800	4,720

※地域交流事業、地域福祉事業及び社会調査・研究事業が含まれる

## □ 児童館

### 1. 施策の目的

児童館は、「児童福祉法第40条」に規定されている児童厚生施設として、児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている。丹南児童館は、この目的に沿い、「遊びを通じた子どもの育成」「家庭の子育て支援」「地域の子育て環境づくり」を柱としながら児童の健全育成の拠点としての役割を担っている。

児童のもつ要求をとらえ、それに対応する中で、創造性豊かに情操を高め、健康増進を図るために、次のとおり目標を定める。

- (1) 遊具や施設の提供を通じ、利用する児童の生活規律を養う。
- (2) 遊びを通して協力しあえる人間関係を育て、豊かな情操と健全な心身を養う。
- (3) 母親クラブ・子ども会の拠点施設として、地域団体などとの密接な連携と相互協力を図る。
- (4) 保育園・幼稚園・認定こども園・学校・地域・関係機関との連携を図る。
- (5) 有益な伝統文化を継承しながら、それを活用し児童文化の向上を図る。

### 2. 事業の概要

#### (1) 各種事業

事業名	実施時期	実績 (R4)	活動内容 (R4年度)
児童相談	随時	33件	家庭における子どもの養育上の様々な悩み事について相談事業を行う。
広報活動	随時	79回	養育上の情報を提供し館の事業内容などについて知らせる（広報紙、館だより他）。
図書の充実	随時	16冊購入	図書を充実するとともに本に親しむ場づくりを行い、読書とおして豊かな情操を培う。
なかよし学級(0歳～就学前)	週1回など5事業	52回、 延べ1,705人参加	集団の中で様々な体験をし、遊びを通して仲間づくりを進め、幼児の自主性・社会性を育てるとともに親子のふれあいの場づくりと幼児教育の知識を習得する。おはなし広場、つくしんぼ広場、つくってあそぼう、うたってあそぼう♪など。
交流活動	8事業	218回、 延べ1,663人参加	近隣地域の小学生を対象に、子どもたちと高齢者等と地域ぐるみの交流をおして、仲間づくりを推し進め、心身共に健やかな児童を育てる。視察研修（市内もみじ狩り）、冬のお楽しみ会、進級おいわい会、子ども教室、TCまなびの広場。
まちの子育てひろば事業	3事業	22回、 延べ216人参加	毎日育児に追われているママの支援として、ほっと安心する温かいホットな場所を提供する。ほっとママ広場(小物入れ、筆ペンレッスン、布ぞうり作り、親子ヨガ)、子育てグループ支援。けん玉検定やこままわし検定の実施。

## (2) 地域組織活動の育成

- ・中野母親クラブ、子ども会の地域組織活動の育成助長
- ・ささやま子育てふれあいセンター・たんなん子育てふれあいセンター利用の親子の育成助長（ひまわりグループなど）

### 【中野母親クラブ】

#### ☆趣旨

家庭における児童の健全な育成を図るために、行政機関及び児童厚生施設などの活動とともに、地域住民の積極的な参加による地域組織活動が必要であり、そのため母親クラブ活動の一層の推進を図ることにより、家庭における児童福祉の向上に資するものである。

#### ☆活動内容

- ① 児童の事故防止のための活動
- ② 児童育成に関する研修活動
- ③ 親子および世代間の交流活動
- ④ 児童福祉に寄与する活動（読書活動）
- ⑤ その他

平成29年3月に県知事から「ひょうご子育て応援賞」を受賞

### 【TCキッチン】平成30（2018）年に発足

#### ☆趣旨

近隣地域の小学生を対象に子どもの居場所づくり支援を行う。料理作りや食事を共にするなど、子ども同士、また、地域の方との交流をとおして、仲間づくりを推し進める。さらには将来に向け望ましい食習慣や生活習慣の形成を図り、心身共に健やかな児童を育てる。

#### ☆活動内容

- ① 子どもとともに料理作りをする活動
- ② 子どもに無料で食事を提供する活動
- ③ 本活動を広げる活動
- ④ その他



## □ 平和活動推進事業

20世紀は戦争の世紀で、1年とて戦争の無かった年はありません。「戦争は、最大の人権侵害である」と言われるように、人権の定義は様々あるが、「生きること」をまず大前提としており、「生きる権利」を奪われる戦争が大きな人権侵害であることは言うまでもありません。

### 1 世界平和アピール七人委員会（下中財団との連携）

平成23年度に、世界平和アピール七人委員会の提唱者である本市今田町下立杭出身の下中弥三郎氏（1878～1961年 平凡社創設者）の没後50年の節目に、政令市等で開催していたフォーラムを篠山市で開催した。その後、毎年度丹波篠山市で平和講演会を開催している。

#### 令和4年度講演会

日時：令和4年9月25日（日）14時00分～16時00分

場所：丹波篠山市民センター2F 多目的ホール

講師：池内 了（いけうち さとる）さん（宇宙物理学者）

演題：「天と地と人のつながり～私たちは宇宙のこども～」

参加対象者：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般市民

#### 令和5年度講演会

日時：令和5年9月9日（土）19時00分～21時00分

場所：丹波篠山市民センター2F 多目的ホール

講師：酒井 啓子（さかい けいこ）さん（千葉大学教授）

演題：「イラク戦争から20年 日本と国際社会はどう変わったか」

パネルディスカッション：酒井啓子さんを囲んで

参加対象者：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般市民

世界平和アピール七人委員会は下中氏が1955年（昭和30年）に提唱し、7人の知識人により結成された。同会は、政治的に無党派で無関係な立場で世界に平和を訴える会として結成された。同会に加わる条件は、1. 実際の政治にタッチしていない人（政治家でないこと） 2. 自由人で民主主義陣営の人 3. 世界的に平和運動を行い得る人、の3つ。

### 2 平和パネル展

8月6日、9日の広島・長崎への原爆投下、15日の終戦記念日に合わせ、市民に平和の意義を啓発するため、被爆の実相をパネル化した「平和パネル展」を実施しており、パネルは神戸市内の労組から毎年借用している。被爆の実相、核兵器の恐ろしさや平和の尊さを来庁する市民に啓発する。

展示期間：令和5年8月1日～8月12日

展示場所：市役所市民ホール



### 3 平和図書コーナー

8月1日から8月12日の12日間中央図書館において幼児から小・中学生を中心に平和についての理解と関心を深めてもらえるよう、平和に関する主な書籍を配架した。



### 4 非核平和都市宣言

唯一の被爆国として、核兵器の非人道性と戦争の惨禍が繰り返されることのないよう、本市では平成21年2月19日に「非核平和都市宣言」を制定した。

### 5 ウクライナ支援

2022年2月24日、ロシアがウクライナへ軍事侵攻したことに對し、3月3日にロシア大統領府への抗議文を發出し、大阪ロシア総領事を市長が訪問した。また、3月4日から、ウクライナ国民に心寄せ、市役所にウクライナ国旗を掲揚している。

令和4年度においては、電力不足に陥っている冬のウクライナに使い捨てカイロを送るために募った寄付金で、使い捨てカイロ15万個を購入し、12月27日に在日ウクライナ大使館（東京）に目録を手渡した。2023年1月23日に船で運搬し、3月に到着、配布された。



## (2) あいさつ運動強化週間

「あいさつ運動」をさらに多くの市民に周知し、あいさつの重要性を啓発するため、強化週間を設けて、様々な取り組みを実施する。

春 令和5年5月8日(月)～14日(日)

冬 令和5年11月27日(月)～12月3日(日)

### ア 朝の取り組み

平日朝(おもに7:40～8:10)

市役所街頭あいさつ運動の取り組み市内7か所

### イ 市役所での取り組み

各部署で「あいさつリーダー」各1名配置

全職員が「あいさつ行動宣言」を作成し名札の下に着用

### ウ 地域や職場へ広める取り組み

自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、学校及びPTAへ依頼文書及びチラシ送付。市広報紙、市ホームページに掲載。

## (3) あいさつ啓発ポスターコンクール、作品展、表彰

第21回人権フェスタ展示イベント会場の丹波篠山市役所本庁舎市民ホール(12月5日～10日)で展示を行う。人権フェスタメインイベント(12月9日)において入賞作品の表彰を行う。

## (4) あいさつ運動推進事業補助金

啓発に有効な対策を講じる団体(校区、自治会等)および小グループに対し、運動に要する資機材等への補助金(団体上限3万円、小グループ上限1万5千円)を交付する。令和4年度は交付決定5団体、令和5年度は1団体。

## (5) あいさつ運動市民委員会(年2回)

地域の盛り上がりによるあいさつ運動の展開をめざすために各種団体、各分野から幅広い提案をいただいている。

委員から、あいさつ運動を継続してきて、あいさつはコミュニケーションの基本であり、あいさつをすることによりお互いを認め合うということの大切さの理解が児童・生徒や地域に浸透してきている、との意見をいただいている。

○委員数: 16名(自治会長会、PTA、青少協、補導員協…、公募委員等)



## □ 差別解消に向けた取り組み

### 1 インターネットモニタリング

インターネット上の掲示板等をモニタリングすることで、本市に関わる差別書き込みに対して拡散防止に努めるとともに、差別事象に対する初動体制の確立を図る。

月1回、2ちゃんねる、5ちゃんねる、爆サイなど掲示板をモニタリングする。その中で、丹波篠山市、丹波篠山市民に関わる人権侵害にあたる差別書き込みがあれば、各掲示板等の削除要請基準に従って削除要請を行う。

検索用語は、「篠山 部落」「篠山 同和」「篠山 在日」「篠山 コロナ」など。

令和5年度からは、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会へモニタリングの協力を依頼し、実施している。

### 2 令和5年度 市が参加費等を補助する各種研究大会

人権尊重のあたたかいまちづくりの実現に寄与することを目的に人権尊重の理念に対する理解を深め、自己研鑽ができるような各種研究大会に対して、参加費、交通費などを支援する。参加者は一般公募により選定する。

NO	研究大会名称	開催日	開催場所（募集人数）
1	兵庫県人権教育研究大会丹波地区大会	R5. 7. 29	丹波篠山市（5名）
2	部落解放全国高校生集会/全国青年集会	R5. 8. 19~20	近江八幡市（2名）
3	部落解放・人権夏期講座	R5. 8. 24~25	オンライン研修等（1名）
4	全国人権・同和教育研究大会/兵庫県人権教育研究大会中央大会	R5. 11. 25~26	明石市ほか（3名）
5	兵庫県人権啓発研究集会	R5. 10. 28	神戸市ほか（10名）
6	部落解放研究全国集会	R5. 11. 14~15	和歌山市（3名）
7	人権啓発研究集会	R6. 2. 1~2	京都市（3名）

※公募市民のほか市職員、教職員が参加する大会もある。

### 3 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

丹波篠山市ホームページで「新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について」、「『恐るべきは人ではなくウイルスです』～確かな情報で、冷静な行動を～」というページを掲載している。

令和3年度に、「コロナ禍を、共に乗り越えよう！」共同宣言ポスターを作成し、公共施設等に掲示、また、賛同団体等に掲示を依頼している。

また、市広報において、共同宣言を掲載し、市民の皆様理解を深めていただくよう啓発した。そのほか、「ワクチン接種に関する人権へのお願い」として、ワクチン接種を受けていない方に対する接種の強制や差別的な扱いをしないよう理解を促すメッセージを掲載した。

令和4年1月から兵庫県・兵庫県人権啓発協会、兵庫県弁護士会等が実施している、新型コロナウイルス感染症に関連する差別・誹謗中傷等の人権問題に加え、令和4年4月からはインターネット上の書き込みなどによる誹謗中傷、差別的な扱い、プライバシーの侵害等に対する弁護士相談（無料）や電話相談会について、市ホームページに掲載し、啓発している。

## □ 性的マイノリティに関する理解促進、パートナーシップ宣誓制度の導入について

### 1. 施策の目的

丹波篠山市では、平成24年12月に制定した「丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」や令和3年度に策定した「第3次丹波篠山市総合計画」の中で、すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくることを基本目標に、人権課題解決のための施策を推進することとしている。

近年、LGBTなど性的マイノリティ（性的少数者、セクシャルマイノリティ）について報道等で取り上げられて社会的関心が高まっている一方で、依然として社会の理解が得られていないことで、悩みや生きづらさを感じている当事者が少なくない。そうした中、全国的に「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増えはじめ、県内でも阪神7市1町や明石市などが制度化しており、本市も令和5年4月1日から導入した。

ここ数年、丹波篠山市でも人権講演会や地区人権同和研究会において何度かテーマとして取り上げていますが、令和2年度に実施した男女共同参画プラン策定に向けた意識調査での「性的マイノリティの認知度」は48%であり、理解が十分に進んでいるとは言えない。また、「LGBTQは趣味の問題ではないのか」などの誤った認識を持つ人や、性的マイノリティを揶揄するなど、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別が根強く残っている。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様にも性的マイノリティの方々に対する理解が広がり、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重しあう社会の実現を目指していく。

### 2. パートナーシップ宣誓制度の概要

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証の交付を行うものです。結婚制度のような法的な効力を有するものではありませんが、同制度の導入により、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進するものです。

また、民間においては、携帯電話の家族割や従業員向けの福利厚生適用など、パートナーシップ証明をもって利用可能となるサービスも広がりつつあります。

### 3. パートナーシップ宣誓制度の根拠規定

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### 4. パートナーシップ宣誓制度の導入時期

令和5年4月1日施行

### 5. 令和4年度の取組

パートナーシップ宣誓制度について、阪神7市1町で導入されていることから、丹波篠山市でも人権尊重のあたたかいまちづくり審議会の意見を聴きながら、令和5年度の導入に向けた検討を行った。

あわせて、市民の理解が進まないうちに制度を導入することは、新たな差別を生むことになりかねないことから、パネル展や啓発リーフレットの作成、講演会の開催など、理解促進に向けた啓発事業を実施した。

また、令和4年9月1日から性的マイノリティの方への特設電話相談を開設した。

- ① 性の多様性講演会（県人権文化県民運動補助事業 1/3）  
日 程：令和4年11月11日（金）  
講 師：東 優子さん（大阪公立大学 教授）  
内 容：SOGI（性的指向・性自認）の多様性と現代社会  
対象者：人権啓発推進員、人権のまちづくり推進員、教職員、一般市民、  
予 算：講師謝礼 50 千円ほか
- ② LGBT 等性的マイノリティ理解促進啓発資料作成（県人権文化県民運動補助 1/3）  
内 容：「生き方の創造 22 号 ～性の多様性について考えよう～」  
予 算：印刷製本費 308 千円
- ③ 性的マイノリティの方への特設電話相談業務（9月1日から）  
内 容：性的マイノリティの方、その家族、当事者と接する関係者（学校・企業など）  
の相談に対応するため、内容に応じた専門相談員（当事者団体等）に依頼。  
対 象：市民（心理的負担を考慮し、敢えて氏名住所、所属等を誰何せず；三田市の例）  
予 算：100 千円（30 分×5 千円）※実績なし  
専門相談員：NPO 法人 QWRC
- ④ LGBT 巡回パネル展（0 予算）  
内 容：LGBT など性的マイノリティに関する理解を深めるための巡回パネル展を実施。  
日 時：4月17日「つながろうフェスタ（四季の森周辺）主催：社会福祉協議会」
- ⑤ 「パートナーシップ宣誓制度導入、性の多様性理解促進に向けた取組について」、「パート  
ナーシップ宣誓制度導入と性の多様性に対する合理的配慮（指針）」及び市職員、教職  
員向けハンドブックの作成
- ⑥ 職員向け研修会  
日 程：令和5年2月9日（木）  
講 師：関口久志さん（元京都教育大学教授）  
内 容：性の多様性への理解について  
予 算：講師謝礼 20 千円

## 6. 制度導入

- ①導入時期：令和5年4月1日
- ②制度設計：令和4年6月から庁内検討会議を置き、制度導入時に実施可能な行政サービスについて検討、公文書における性別表記欄の削除も検討（国調など法令または分析の必要なものを除く）
- ③要 綱 等：パートナーシップ宣誓制度実施要綱
- ④審 議 会：制度設計について、意見を聴く
- ⑤協 定 等：既に導入済みの阪神7市1町と転入出に関する協定を締結する（行政サービスは各市町で異なる）
- ⑥スケジュール：
  - R4. 3月 審議会導入について意見交換
  - 6月 庁内検討会議（各課で制度改正、システム改修について協議）
  - 8月 庁内検討会議（指針、要綱案、ハンドブック素案の検討）
  - 9月 性的マイノリティ特設電話相談開設  
審議会に制度概要を説明
  - 11月 市民向け研修（大阪公立大 東優子教授）
  - 12月 議会全協で説明、パブリックコメントの実施
  - R5. 2月 職員向け研修（元京都教育大学 関口久志さん）  
審議会へ報告、議会へ報告
  - 3月 要綱制定、阪神7市1町と協定締結（R5. 4. 1）
  - 4月 制度導入

## □ 多文化共生教育

学校教育課

### 1 施策の目的

人権教育の視点を大切にした多文化共生教育を計画的に推進するとともに、母語支援や日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、兵庫県教育委員会の子ども多文化共生サポーターや市単独事業の日本語指導員、母語通訳・翻訳支援員の派遣を通して、個々の子どもたちの実態に応じた学習・生活面での支援を展開する。

### 2 事業の概要

母語が外国語であり、日本語指導を必要とする児童生徒等に対して、学校生活への早期適応を促進すること（児童生徒と学校、学校と家庭とのコミュニケーションの円滑化、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど）を目的として、対象児童生徒の在籍する学校へ、兵庫県教育委員会の子ども多文化共生サポーターや市単独事業の日本語指導員、母語通訳・翻訳支援員を派遣する。市単独事業については、令和2年度より NPO 法人篠山国際理解センターに委託している。

#### （現 状）

個々の外国人児童生徒等の実態に応じた母語通訳支援・日本語指導を実施し、早期の生活適応及び学習支援を実施している。また、保護者に対しても、文書の翻訳や懇談時の面談等において支援を行い、家庭・学校が連携して対象児童生徒を支えるサポートを行っている。

なお、市の日本語指導員・母語通訳・翻訳支援員は、在留期間により派遣回数等を定めている。また、県の多文化共生サポーターの派遣に該当する生徒が1名在籍しており、県の多文化共生サポーターと市の日本語指導員等との連携を図りながら、学校生活への早期適応及び個の能力に応じた適切な支援を行っている。

#### （課 題）

県の多文化共生サポーター派遣や篠山国際理解センターに委託している日本語指導等の支援がなくなると校内だけでは十分な指導を行うことができず、学習の定着に課題が見られる。各校での受け入れ体制の確立や手立ての充実、指導教員の拡充が求められる。また、様々な国からの転入を受け入れているため、文化や育った環境の違いに対応できるような配慮と児童生徒への理解促進を学校でしていく必要がある。将来を見据えた時には、今後さらに小中連携を図り、継続的な指導・支援を行うことが大切である。

#### 令和5年度において

専門的能力を有する外部団体（NPO 法人篠山国際理解センター）に外国人児童生徒支援事業を委託し、個々の能力に応じた適切な支援を行い、学校生活への早期適応を図る。そのために、委託した外部団体及び該当児童生徒在籍校との連携を密にし、よりよい支援を行えるよう取り組む。

# 帰国・外国人児童生徒 在籍状況等

令和5年8月末現在  
学校教育課

【令和4年度】 市内学校に在籍し、支援を受けている児童生徒数 25人  
(令和5年1月末時点)

支援体制	人数
母語及び日本語支援	6
日本語指導のみ	1
母語支援のみ	11
保護者支援のみ	7

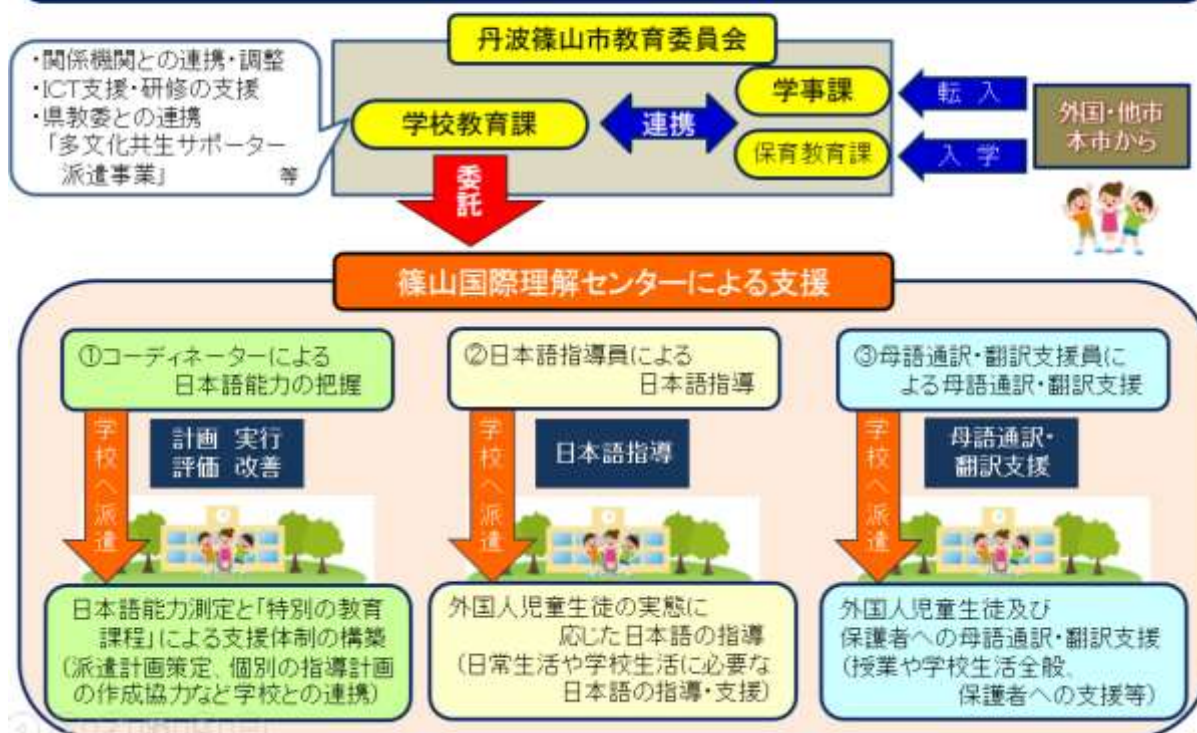
母語	人数
ポルトガル語	12
フィリピン語	6
中国語	5
ベトナム語	2

【令和5年度】 市内学校に在籍し、支援を受けている児童生徒数 24人

支援体制	人数
母語及び日本語支援	5
日本語指導のみ	0
母語支援のみ	19
保護者支援のみ	17

母語	人数
ポルトガル語	12
フィリピン語	3
中国語	4
ベトナム語 他	5

## 令和5年度 丹波篠山市 外国人児童生徒に対する母語通訳・翻訳及び初期日本語支援事業 (1)制度の概要



# □ 児童生徒の人権学習

学校教育課・教育研究所

## 1 施策の目的

児童生徒の人権意識・人権感覚を高め、様々な人権課題の解決に向けて、積極的に取り組むことができる児童生徒を育成する。また、教職員の人権感覚や更なる指導力の向上を図る。

## 2 事業の概要

各校においては、児童生徒の人権意識の高揚を図るため、人権学習に係る年間指導計画を発達段階に応じて作成し、全ての教育活動を通じて、自分や他者の大切さを認めることができる態度や資質の向上を図っている。

教育委員会においては、毎年、人権教育研修会を開催している。今年度は各校人権教育担当者及び希望者を対象に、6月に、春川政信先生を講師として「部落差別解消のため実践的指導力の向上をめざして ～差別の歴史と実態をふまえて～」をテーマに、9月には、前田良先生を講師として「性の多様性と学校での取り組みについて ～実践的指導力の向上をめざして～」をテーマに開催した。

両研修会とも、差別や偏見の現状や実例とともに、学校現場や授業における教員の実践的指導力の向上にポイントを置いて指導して頂いた。「まずは知ること。そして、何に困っているのかを理解し、行動につなげること」「誰の立場で考えるのか・・・」「ひとりひとりを大切にし、受け入れていくこと」「問題は何なのか・・・」等々は、何も同和問題や性の多様性だけに限らず、全ての人権教育の根本であり、明日からの学校現場での私たちの役割を示唆していただいた。

今年度は、上記2回の研修会、県教委主催の人権教育研修会の他に、講師を招いての各校の校内研修会等も含めて、市内小中特別支援学校勤務の全教職員の人権意識の高揚と実践的指導力の向上に努めた。

また、人権推進課で実施されている「感謝の気持ちを届けよう～あなたに贈る『ありがとう』展～」に協力し、加えて中学校においては、第42回全国中学生人権作文コンテストに取り組んだ。

### (現 状)

各校においては、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育課程に位置付けるとともに、主に道徳の時間や社会科、総合的な学習の時間、特別活動の時間を中心に取り組んでいる。特に、①正しい事実・史実の理解、②身近な人権課題や社会問題について考える機会の設定、③「共感」から「実践」へ、の3点を人権教育の根底に据え、人権学習の充実に努めている。

また、篠山東中学校においては、県教委指定の「新たな課題に対応した人権教育研究事業」を受けて、ネット上の誹謗中傷・いじめ等の未然防止及びその解決に向けた取組を推進し、その成果や指導方法等を市内各校に発信している。

### (課 題)

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめ事案、虐待事案、自傷行為、ネット上での人権問題、性の多様性、コロナウイルス感染症に係る人権侵害、ヤングケアラー等々、様々な人権課題が発生することも予測される。今後も、個別的人権課題に関する正しい理解と授業の充実に軸として、教職員の研修を進め、人権意識を高めていくことが重要である。同時に、保護者や地域への積極的な啓発も大切にしていける必要がある。

### 令和5年度において

同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、個別的人権課題及び新たな人権課題についても取り組んでいく必要がある。市教委においては、「同和問題」「性の多様性」「ネット上における人権問題」に関する正しい理解と実践的指導力を高める研修会を実施予定である。また、令和3年度実施の意識調査を活かして、校内研修を一層充実させ、教職員の意識向上を図っていく。

## 人権教育研修会の実施状況

丹波篠山市教育委員会主催

年 度	研修内容	講 師
平成23年度	講 義 「部落問題を人権課題にどう位置づけるか」	上杉 聡(関西大学講師)
平成24年度	講 義 「同和問題の起こりと人権教育」	
平成25年度	実践発表「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」	松浦 明日香(城南小学校教諭・県人権教育資料作成委員)
	講 義 「新たな課題に対応した人権教育の推進について」	桑原 浩(たつの市人権教育資料編集委員)
平成26年度	実践発表「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」	荒木 美景(今田中学校教諭・県人権教育資料作成委員)
	講 義 「篠山市における人権教育の取組や歩みについて」	森本 正己(篠山市人権・同和教育協議会会長)
平成27年度	講 義 「兵庫県における人権教育の取組や歩みについて」	北山 哲史(丹波市人権・同和教育協議会事務局長)
	講義・実践交流「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」	荒木 美景(学校教育課指導主事)
平成28年度	講義「外国人の子どもの指導や支援のあり方について」	臼井 智美(大阪教育大学准教授)
	実践交流「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」 各校の活用状況について交流	荒木 美景(学校教育課指導主事)
平成29年度	講演「部落差別解消推進法と学校教育のあり方」	春川 政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)
平成30年度	講演「学校で配慮と支援が必要なLGBTの子どもたち」	日高 庸晴(宝塚大学看護学部教授)
令和元年度	講演「日常生活の中での差別解消に向けた取り組み」	細田 勉(部落解放同盟兵庫県連合会副委員長)
令和2年度	講演「学ぶ人権学習」近世身分をどのように教えるか	和田 幸司(姫路大学教育学部教授)
令和3年度	講義「学び続けて新たに気づく自分の中の差別心」	今井 進(丹波篠山市部落史研究委員会副会長)
	講義「部落問題を正しく認識するために～小中学生の人権学習の内容に即して～」	春川 政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)
	講義「気づきからはじめる身の回りの人権課題」	森田 恭弘(丹波篠山市人権推進課 人権教育指導員)
令和4年度	講義「性の多様性と学校での取り組みについて」	前田 良(「Like myself」代表 )
	講義「部落問題を自信をもって指導するために」 ～差別の歴史と実態をふまえて～	春川 政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)
令和5年度	講義「部落差別解消のための実践的指導力の向上をめざして」 ～差別の歴史と実態をふまえて～	春川 政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)
	講義「性の多様性と学校での取り組みについて」 ～実践的指導力の向上をめざして～」	前田 良(「Like myself」代表 )

## □ 事前登録型本人通知制度

市 民 課 ・ 人 権 推 進 課

### 1. 施策の目的

本人等の代理人や第三者からの住民票の写しや戸籍謄本などの交付請求に対し、証明書を交付した事実を事前に登録されている方に郵便でお知らせする制度です。

この制度を実施することで、証明書の不正請求の早期発見や抑止効果を図ることができ、個人の権利の侵害防止につながります。

### 2. 事業の概要

平成25年度から「丹波篠山市住民票の写し等本人通知制度に関する条例」（以下、本人通知条例）及び「同条例施行規則」に基づき制度の運用を開始し、平成27、28年度は、登録しやすい環境づくりに向けて条例や規則の改正を行い、人権フェスタなどで臨時窓口の開設を行いました。平成29年度には、各自治会等で行われます住民学習会において制度説明と申出書の預かりを行い登録者数の増加に努めるとともに不正取得の更なる抑止を図るため本人通知条例と個人情報保護条例の改正及び開示処理要綱の制定を行いました。平成30年度には、丹波篠山市住民票の写し等の交付請求書等に係る開示処理要綱の一部改正を行いました。令和元年度からは、各自治会等で行われる住民学習会において本人確認書類なしでの申出書の受付を行っています。

#### ※本人通知制度に関する市の動き

平成25年	4月	事前登録型本人通知制度を開始
毎年	5月	PRを含む冊子「21' 生き方の創造」配布
平成27年	11月	有効期限の撤廃や全戸籍を対象とするなど登録しやすい環境づくりと効果的な制度とするため「条例」及び「規則」を改正
平成29年	6月	本人通知条例及び個人情報保護条例の改正及び開示処理要綱の制定
平成29年度		自治会ごとの住民学習会において制度説明と申出書受付
平成30年度		篠山市住民票の写し等の交付請求書等に係る開示処理要綱の一部改正
令和元年度～		自治会ごとの住民学習会において本人確認書類なしで申出書を受付

※臨時窓口開設・・・人権フェスタや人権講演会、マイナンバーカード出張申請会場など  
※先進地事例研修・・・京都市、加東市、三木市、芦屋市、福知山市、高槻市、豊中市

### 3. 現状

令和5年6月末現在[参考：令和4年12月末現在]

事前登録者数：1,732名 [1,717名]

本人通知者数：630名 [560名]

### 4. 今後の取り組み

PR冊子の配布や人権フェスタ等での臨時受付窓口の開設、自治会ごとの住民学習会において説明及び受付、市民課窓口やマイナンバーカード出張申請窓口での説明や受付を行い、登録者数の増加に努めるとともに不正取得の抑止を図っていきます。あわせて、今後も制度の充実を図るため、近隣自治体の動向を調査・研究を行いながら関係団体とも協議し、より良い制度の運用に向けた検討を行います。

## □ 外国人住民支援

地域振興課

### 1. 事業の目的

丹波篠山市の外国人住民数は1,014人（令和5年3月末現在）で、市の人口の約2.5%です。そのうちベトナム人が440人で外国人住民の約43%を占めており、今後、特定技能1号の資格を取り、定住する人が増加することが見込まれます。

在留資格区分においては、永住者が182人、技術実習が187人となっています。

本市の外国人住民に対して、丹波篠山市総合計画で掲げている「丹波篠山」だからこそ実現できるあなたの夢・安心・未来」を実現するために、日本語の理解が困難で日常生活に支障がある外国人住民への通訳者の派遣及び相談窓口を開設し、だれもが安心して暮らせる明るい地域社会の構築に向けて取組みを進めます。

### 2. 事業の概要

#### (1) 外国人住民生活支援通訳ボランティア派遣業務

- ・ 言語 タガログ語、中国語、ポルトガル語、英語、韓国・朝鮮語等
- ・ 利用料 無料（市外の場合、交通費実費）
- ・ 利用方法 事前予約
- ・ 利用時間 1回2時間まで（原則）

#### (現 状)

令和4年度92件の派遣依頼があり、通訳言語はポルトガル語が80件と大半を占め、タガログ語6件、中国語4件、やさしい日本語2件となっており、この傾向は例年と変わっていません。

最も多かった通訳先は「学校・園・教育委員会等」の30件で、令和3年度の9件に対して21件増加しました。通訳依頼内容として、放課後児童クラブに関する対応が多くありました。

#### (2) 外国人住民支援相談業務

- ・ 相談言語 タガログ語、中国語
- ・ 相談場所 NPO法人篠山国際理解センター
- ・ 相談日時 毎週水曜日 午前9時から正午
- ・ 相談料 無料

#### (現 状)

令和4年度の相談件数は199件でした。相談内容としては、令和3年度69件あった「医療」相談が今年度は37件と30件減少し、中でもワクチン接種等の新型コロナウイルス感染症に関わる相談が、令和3年度の36件から今年度は7件と29件の減となりました。

一方、コロナ蔓延化で滞っていた人々が動き始め「出入国」相談が32件あり、

令和3年度の10件に対して22件増加しました。

また、外国人住民に関係する行政事務を行っていく上での問題点等について、関係課とNPO法人篠山国際理解センターにおいて、庁内関係課連絡会議を開催し、情報共有を行っています。

◎外国人住民支援に関する庁内関係課連絡会：8月9日実施

#### (課題)

1. 近年、市内企業による外国人雇用等の拡大により、ベトナム人の在住者が増えている状況です。  
外国人雇用している24企業に問い合わせたところ、ベトナム人271名を雇用されています。  
今後、ベトナム人住民の家族の呼び寄せから定住化と市内就労者増加により、相談が増えてくると考えられるので、ベトナム語通訳ができる人材の発掘・育成が必要となります。
2. 医療現場のボランティア通訳について、通訳ボランティアの方が、善意で医療通訳を行っていただいていたましたが、その方が医療通訳を退かれたため、今後、医療の内容がわかるプロの通訳の起用といった体制がとれないか検討していくことが必要となります。
3. 翻訳、通訳には時間と費用がかかるので、外国人住民への周知の仕方として、やさしい日本語を使用した対応等を検討していく必要があります。
4. 市内の外国人の住民リーダー的な方と「丹波篠山市外国人市民共生会議」を開催し、情報共有や意見交換を行いました。今後も、よりよい多文化共生の地域社会の構築のため会議を開催し、意見交換等を行っていきます。

#### 《令和5年度の取り組み方針》

外国人住民の増加や多国籍化、高齢化等、社会状況の変化を踏まえ、多様な相談が見込まれることから、誰もが安心して暮らせるように、引き続き、医療、教育、労働や生活に係る相談業務に取り組み、委託先であるNPO法人篠山国際理解センターや関係課と連携し、外国人住民支援に取り組んでいきます。

また、日本人と外国人との生活様式や価値観等の違いによるトラブルが生じていることもあり、外国人住民と日本人住民が共に安心して多文化共生のまちづくりを進めていくため、「多文化共生社会の推進に係る基本方針」を策定します。

外国人在住者国籍別人員調査票

令和5年6月末現在

	人 員																	増 減 (R5.6/R4.12)	前 回 比 (R5.6/R4.12)
	H25.12 末	H26.12 末	H27.12 末	H28.12 末	H29.12 末	H30.6 末	H30.12 末	R元.6 末	R元.12 末	R2.6末	R2.12 末	R3.6末	R3.12 末	R4.6末	R4.12 末	R5.6末			
総 数	490	451	481	529	622	687	773	785	864	864	893	920	890	956	1012	1023	△ 11	107.0%	
ブラジル	136	112	128	141	156	163	184	169	209	215	213	193	166	148	155	152	△ 3	98.1%	
韓国・朝鮮	86	84	83	84	85	85	81	79	79	79	76	71	68	68	68	68	0	100.0%	
中国	79	71	69	71	76	73	64	69	70	70	77	77	62	64	66	63	△ 3	95.5%	
ベトナム	73	66	74	100	151	204	264	282	327	316	333	397	405	430	445	439	△ 6	98.7%	
フィリピン	50	53	61	68	80	88	101	99	96	98	95	103	105	106	106	110	4	103.8%	
タイ	11	15	15	14	12	12	14	15	15	15	15	4	4	18	36	36	0	100.0%	
米国	12	13	13	11	13	14	16	15	13	11	10	9	9	9	11	10	△ 1	90.9%	
ペルー	5	5	5	4	3	3	3	3	4	6	9	6	6	6	7	6	△ 1	85.7%	
カナダ	6	5	6	5	5	5	4	2	2	3	3	3	4	5	3	4	1	133.3%	
英国	6	5	5	5	5	5	6	6	5	5	6	6	6	6	4	5	1	125.0%	
ネパール	6	6	5	9	11	10	10	9	8	10	10	10	12	14	16	19	3	118.8%	
フランス	2	1	1	1	1	1	1	2	4	5	3	1	1	1	1	2	1	200.0%	
ラオス	3	3	4	4	4	4	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2	0	100.0%	
ドイツ	2	2	2	2	2	2	3	2	3	2	2	2	3	3	4	4	0	100.0%	
ニュージーランド	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	0	100.0%	
ミャンマー	0	0	0	0	0	1	1	3	4	7	7	8	9	30	32	35	3	109.4%	
バングラデシュ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	0	100.0%	
カメルーン	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
スリランカ	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	3	4	5	4	△ 1	80.0%	
台湾	0	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	0	100.0%	
フィンランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
インドネシア	0	1	2	2	10	10	5	4	4	4	4	5	4	16	19	31	12	163.2%	
メキシコ	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	200.0%	
シンガポール	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2	2	2	0	100.0%	
南アフリカ共和国	0	1	0	0	1	0	1	1	2	2	1	1	1	2	2	2	0	100.0%	
インド	0	0	0	0	0	0	3	3	3	2	2	2	1	2	2	3	1	150.0%	
モンゴル	0	0	0	0	0	0	1	3	3	2	3	1	1	1	6	3	△ 3	50.0%	
コロンビア	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	100.0%	
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	1	1	1	1	1	1	0	100.0%	
チェコ	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
トリニダード・トバゴ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100.0%	
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	8	9	10	1	111.1%	
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	100.0%	
ガーナ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	100.0%	
国籍取得中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	#DIV/0!	
主な増減理由	市内企業における外国人労働者の受け入れの拡大により増加したのと考えられます。																		

## □ 日本語教室

社会教育課

### 1 施策の目的

外国人住民等を対象とした日本語教室及び学習支援教室を開講し、教育的支援を進める。

### 2 事業の概要

特定非営利活動法人 篠山国際理解センターに業務を委託し実施している。

#### (1) 日本語教室「うりぼう」の開講と運営

外国人住民の学習支援を目的とした日本語教室「うりぼう」の開講、運営

#### (2) 学習支援教室「うりぼうくらぶ」の開講と運営

外国籍児童生徒及び日本国籍であるものの両親のどちらかが外国籍である児童生徒に対する学習支援を目的とした学習支援教室「うりぼうくらぶ」の開講、運営

### 3 令和4年度の状況

#### (1) 日本語教室「うりぼう」

学習者：延べ45人、(ベトナム、アメリカなど) 支援者：延べ36人

#### (2) 学習支援教室「うりぼうくらぶ」

学習者：延べ39人、(ブラジルなど) 支援者：延べ36人

### 4 今後の計画（令和6年度において）

外国人住民への日本語教育について、特定非営利活動法人 篠山国際理解センターと現状及びニーズを共有し、受講者にとってよりよい教室になるよう連携を深め教育的支援を進めています。

今後も受講者のニーズに添った日本語教室・学習支援教室として、より一層充実した教室となるよう取り組みます。

## □ 市職員研修

総務課

### 1 施策の目的

人権意識を高め、様々な人権課題の解決に向けた市の施策に積極的に取り組むことができる職員を育成する。また、あらゆる業務分野において市民や来訪者と接する際に、適切な人権感覚を持って対応できる能力を養う。

### 2 事業の概要（令和4年度実績）

#### (1) 職場学習会

「職場の人権意識を高めよう～差別を許さない社会をつくる～」をテーマに、職場単位（26グループ）での学習会を実施した。差別の現状を知り、職場の人権意識を高めることで、差別を許さない生き方を学ぶことができた。この学習会に先立ち8月30日には学習リーダーに対して事前研修会を開催した。

#### (2) 人権研修

人権推進の取組を確かなものにするためには、垂範する市職員の高い意識が不可欠である。11月に開催された人権推進課が主催する人権講演会「SOGIの多様性と現代社会」について管理職職員の研修として位置付けた。

#### (3) 新規採用職員研修（丹波篠山市の単独研修）

新人としての向上心を維持し、市職員としての基礎的知識を習得して職務遂行能力の向上を図るため、年2回の研修を実施している。人権施策のひとつである「手話言語」に焦点を当てた研修を取り入れており、10月11日の後期研修で実施した。

#### (4) 新規採用職員研修（丹波市との合同研修－丹波公務能率推進協議会－）

丹波市等と合同で実施する研修の中で、新規採用者の人権意識を高める学習の場を設定している。「行政職員に求められる人権意識の視点」をテーマとして4月5日に実施され、理解を深めた。

#### (5) 県人教、市同教主催研究大会等への参加

①人権・同和教育セミナー2022→8月～1月（全5回）

②人権史跡フィールドワーク→8月28日

③丹波篠山市人権・同和教育研究大会→12月11日

この他、兵庫県人権教育研究大会丹波地区大会、兵庫県人権教育研究大会中央大会にも参加した。

### 3 今後の展開

職員は、上記研修に加えて、住民学習や地域活動に関わる中で、自己研鑽・啓発に取り組んでいる。「丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」の趣旨を踏まえた日々の実践や市民対応につながるよう、今ある研修を継続することで人権意識の向上・深化に努めていく。今後についても職場学習会のテーマとして引き続き「同和問題」についての研修を継続して行う。

# □ 障害福祉

## 社会福祉課

### 1 現状と課題

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、合理的配慮について規定されました。また、同法に規定されている社会的障壁である利用しにくい施設や制度、障がいのある人への偏見などが現在も存在しています。

障がいのある人が、地域で安心して暮らすことができる社会にするためには、障がいのある人についての正しい知識の普及に努め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。

丹波篠山市におきましても、これまでから障がいのある人もない人も一同に会しての催しなど様々なことに取り組んできました。

今後もこれまで取り組んできたことを継続していき、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、ともに支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいのある人に対する理解の促進と啓発活動の推進が必要です。

また、平成27年4月に「丹波篠山市みんなの手話言語条例」が施行され、その理念を実現すべく、「手話施策推進方針」を策定し、様々な取り組みを進めています。引き続き手話を言語として認め、市民誰もがそのことを理解し、いつでも自由に手話を使える地域社会となるように取り組むとともに、障がいのあるすべての人の社会参加の実現をめざす取り組みを進めます。

### 2 推進の方向

#### ① 障がいに関する理解促進

##### ア 学習機会の拡充

「丹波篠山市みんなの手話言語条例」を推進するため、広く市民を対象とした「手話出前講座」や小中学校の総合学習で「手話体験」、また、各自治会で「手話」をテーマに人権学習に取り組むなど理解促進を図ります。

##### ■令和5年度の取り組み

- ・「手話出前講座」の開催 → 随時
- ・小中学校、高等学校の総合学習での「手話体験」の実施
- ・各自治会での「手話」をテーマにした人権学習の実施
- ・手話の理解啓発映画「咲む」上映会

##### イ 啓発活動の推進

障がい施策を市民の理解を得ながら推進するため、障がい福祉サービス事業所、民間事業所、マスコミなどの協力によるきめ細かい啓発活動を行います。

また、障がいのある人々の自立と社会参加への意欲及び障がい者問題に対する理解と認識を一層高めるため、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会等と連携して毎年12月の「障害者週間」に実施する啓発活動などを更に充実させ、様々

な場において障がい特性や配慮について周知します。

■令和5年度の取り組み

- ・防災担当部署と連携して、障がい者や高齢者等の災害時要支援者への災害時の支援のあり方を考える「誰ひとり取り残さない避難訓練事業」として、新荘地区において、避難訓練を実施
- ・丹波篠山市人権・同和教育研究協議会等との連携による12月の「障害者週間」にかかるチラシ配布

ウ 教材等の作成・提供

障がいに関する理解を深めるためのパンフレット等を障がい者団体等と協力して作成し、必要な人々や機関に提供します。

■令和5年度の取り組み

- ・「障害者週間」にかかるチラシ作成

## ② 障害者差別の禁止

ア 合理的配慮の推進

障がいを理由とした差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市民や企業・団体等への周知・啓発に努めます。

■令和5年度の取り組み

- ・各種フォーラム等への手話通訳者・要約筆記者の配置周知

イ 差別解消のための体制構築

「障害者基本法」第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するため制定された「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別に対し、適切な相談対応につなげることや、情報提供を行っていくことができるよう、体制整備を進めます。

■令和5年度の取り組み

- ・「ふくしの総合窓口」や「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」、令和3年4月に開設しました「障がい者相談支援センター」等において、漏れのない相談体制を整えています。

## ③ 地域での交流促進

ア 交流の場づくり

これまでから多くの障がいのある人などが集う催しとして、「兵庫・丹波篠山とっておきの音楽祭」等の活動を推進していき、障がいのある人や誰もが交流できる場づくりを進めます。

■令和5年度の取り組み

- ・「兵庫・丹波篠山とっておきの音楽祭」の開催

#### ④市民参加事業を通じた交流促進

ア 障がい者スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会、障がい者作品展等の障がい者参加事業を推進します。

##### ■令和5年度の取り組み

- ・障がい者スポーツフェスティバルの開催
- ・障がい者グラウンドゴルフ大会の開催
- ・兵庫県による障がい者作品展出展の促進

## □ ひきこもり対策

社会福祉課

「ひきこもり」とは、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことです。「ひきこもり」は病気ではありません。社会現象を表す用語であり、概念です。ひきこもり状態にある人には社会的ひきこもりに加え、精神障害や発達障害が原因と考えられる人も多くいます。

### 1 施策の目的

社会にとって、ひきこもり問題は、その背景に様々な要因が複雑に絡み合っていることから、多分野の関係機関が連携し、長期的に支援していく必要がある。

ひきこもりの支援関係者が、ひきこもりの方の心理状況や対応について理解を深めるとともに、地域において包括的な支援が展開できるよう、関係機関の連携を促進することを目的とする。

### 2 事業の概要

本市においては、平成21年より設置した「ひきこもり支援検討委員会」で支援の検討を行っているとともに、平成23年に若者たちの活動拠点として遊び村を開設され、兵庫ひきこもり相談支援センターとして活動されているNPO法人「結」と連携して相談対応に努めるなど、ひきこもり対策に取り組んでいる。

また、ひきこもりに関する講演会の開催やパンフレットの配布等、ひきこもりに関する理解を深めるための普及啓発を行っている。

また、ひきこもりの実態に関するアンケート調査（平成24年度、27年度、令和3年度実施）で把握したケースや相談を受けたケースについて、関係機関と連携しながら継続的に支援を実施している。

### 3 令和5年度の取り組み

#### (1) ひきこもり支援検討委員会の開催（年間2回開催予定）

（委員） 民生委員、主任児童委員、丹波健康福祉事務所、NPO法人「結」、地域活動支援センター「ほっと」、ひきこもり当事者家族会、社会福祉協議会、家庭児童相談員、学校教育課長、保健福祉部長、健康課長、長寿福祉課長

- ・ひきこもり支援に関する研修会の実施
- ・ひきこもりケースへの介入方法や支援施策の検討

#### (2) ひきこもり支援専門部会の開催

ひきこもり支援担当で専門部会を開催し、個々のケースに応じた介入方法について検討する。

## □ 児童福祉

社会福祉課

### 1 令和4年度の取り組み

#### ① 児童虐待の防止

##### ア 家庭児童相談室の設置

18歳未満の子どもに関する総合的な相談窓口として家庭児童相談室を設置し、民生委員児童委員や学校等の関係機関と連携し、問題解決に取り組む。

- 相談員 2名（西山 逸男、水井 邦子）
- 令和4年度実績 相談件数 74件（うち虐待相談件数 6件）

##### イ 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童や要支援児童等、支援が必要な児童の早期発見や保護を含む適切な処遇の検討を行うとともに、地域の関係機関と情報共有し組織的かつ効果的な支援を行う。

- 協議会委員数 代表者会議 21名  
実務者会議 28名
- 会議開催 代表者会議 1回  
実務者会議 5回（うち進行管理部会 3回）  
個別支援会議 0回  
情報共有会議 3回
- 児童虐待防止推進月間（令和4年11月）の活動

##### 1. 啓発活動

- ①市広報への児童虐待防止推進月間の記事の掲載
- ②公共施設等でのティッシュ設置（市民センターほか 計19施設）
- ③教職員等へのチラシ配布（延べ教職員数 751人）
- ④公共施設へのポスター配布（延べ施設数 60施設）
- ⑤懸垂幕、横断幕の設置（本庁・第2庁舎、各支所5カ所 計7カ所）
- ⑥スクールバスへのマグネットシートの設置
- 児童虐待防止研修会の開催（令和5年2月27日開催予定）
- 要保護児童の相談・通報件数 50件（うち虐待（疑い含む）9件）

##### ウ 子ども家庭総合支援拠点の設置の検討

子ども家庭総合支援拠点（虐待対応のみではなく、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関）設置の検討。

#### ② いじめ対策

##### ア いじめ対策委員会

平成26年4月から施行された丹波篠山市子どものいじめ防止等に関する条例に基づき、市は子どものいじめの防止等を図るための必要な体制整備

及び必要な施策を講じなければならないとされた事から、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、丹波篠山市いじめ対策委員会を設置、運営を図る。

○ 丹波篠山市子どものいじめ対策委員会

委員数 5名（臨床心理士等1名、学識経験を有する者3名、  
弁護士1名）

令和4年度開催回数 2回

### ③ 子どもの貧困対策

#### ア 各種手当支給事業

○ 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的に、中学校修了前の児童を養育する保護者に手当を支給。

○ 児童扶養手当

父母の離婚などで父親あるいは母親のいない児童や両親のいない児童（18歳に達した最初の3月末までの児童、または20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童）を養育している方に手当を支給。父母がいるが、いずれかに極めて重い障がいがある場合も手当を支給。（所得制限あり）

○ 特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に手当を支給。（所得制限あり）

○ 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親以外の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

#### イ ひとり親家庭への支援

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を目的に、修学資金をはじめとした13種類の資金を貸付けする。

○ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が自立を目指して仕事に必要な資格や技術を身につけるため教育訓練を受講した場合、支払った費用の一部を給付。

○ 高等職業訓練促進給付金

就労に役立つ資格を取得するため、養成機関で訓練を受講している場合、その期間の生活の安定を図るため訓練促進給付金を支給し、訓練終了後に修了支援給付金を支給。

○ 高卒認定試験合格支援給付金

適職に就くために高卒認定試験の合格をめざす場合に給付金を支給。

○ 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

ウ 子どもの食の応援及び居場所づくり

○ こども支援（ささっこ食堂）連絡会議に参加

社会福祉協議会が取り組む「ささっこ食堂」、及び社会福祉協議会が立ち上げ支援・助成する地域（小学校単位）で取り組む「こども食堂」に関する課題について意見交換する会議に参加。

○ 子どもの食の応援事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により、家庭で栄養バランスのよい食事を日常的に行うことが困難になった子どもや、孤食状態となっている子どもに対して、無料または安価で栄養豊富な食事の提供や安心安全な居場所づくりを実施する団体等に補助金を交付。（交付団体：8団体）

## 2 令和5年度の取り組み

### ① 児童虐待の防止

ア 家庭児童相談室の設置

18歳未満の子どもに関する総合的な相談窓口として家庭児童相談室を設置し、民生委員児童委員や学校等の関係機関と連携し、問題解決に取り組む。

○ 相談員 2名（西山 逸男、清水 麻喜子）

イ 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童や要支援児童等、支援が必要な児童の早期発見や保護を含む適切な処遇の検討を行うとともに、地域の関係機関と情報共有し組織的かつ効果的な支援を行う。

○ 協議会委員数 代表者会議 21名

実務者会議 28名

○ 児童虐待防止推進月間（令和5年11月）の活動予定

1. 啓発活動

①市広報への児童虐待防止推進月間の記事の掲載

②民間商業施設でのティッシュ配布

③教職員等へのチラシ配布

④公共施設へのポスター配布

⑤懸垂幕、横断幕の設置

⑥スクールバスへのマグネットシートの設置

2. 児童虐待防止研修会の開催

ウ 子ども家庭総合支援拠点の設置の検討

子ども家庭総合支援拠点（虐待対応のみではなく、地域の全ての子ども・

家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関）設置の検討。

## ② いじめ対策

### ア いじめ対策委員会

平成26年4月から施行された丹波篠山市子どものいじめ防止等に関する条例に基づき、市は子どものいじめの防止等を図るための必要な体制整備及び必要な施策を講じなければならないとされた事から、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、丹波篠山市いじめ対策委員会を設置、運営を図る。

#### ○ 丹波篠山市子どものいじめ対策委員会

委員数 5名（臨床心理士等1名、学識経験を有する者3名、  
弁護士1名）

## ③ 子どもの貧困対策

### ア 各種手当支給事業

#### ○ 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的に、中学校修了前の児童を養育する保護者に手当を支給。

#### ○ 児童扶養手当

父母の離婚などで父親あるいは母親のいない児童や両親のいない児童（18歳に達した最初の3月末までの児童、または20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童）を養育している方に手当を支給。父母がいるが、いずれかに極めて重い障がいがある場合も手当を支給。（所得制限あり）

#### ○ 特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に手当を支給。（所得制限あり）

#### ○ 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親以外の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

### イ ひとり親家庭への支援

#### ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を目的に、修学資金をはじめとした13種類の資金を貸付けする。

#### ○ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が自立を目指して仕事に必要な資格や技術を身につけるため教育訓練を受講した場合、支払った費用の一部を給付。

#### ○ 高等職業訓練促進給付金

就労に役立つ資格を取得するため、養成機関で訓練を受講している場合、

その期間の生活の安定を図るため訓練促進給付金を支給し、訓練終了後に修了支援給付金を支給。

○ 高卒認定試験合格支援給付金

適職に就くために高卒認定試験の合格をめざす場合に給付金を支給。

○ 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

ウ 子どもの食の応援及び居場所づくり

○ こども支援（ささっこ食堂）連絡会議に参加

社会福祉協議会が取り組む「ささっこ食堂」、及び社会福祉協議会が立ち上げ支援・助成する地域（小学校単位）で取り組む「こども食堂」に関する課題について意見交換する会議に参加。

○ 子どもの食の応援事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により、家庭で栄養バランスのよい食事を日常的に行うことが困難になった子どもや、孤食状態となっている子どもに対して、無料または安価で栄養豊富な食事の提供や安心安全な居場所づくりを実施する団体等に補助金を交付。